| 平成　　年　　月　　日 | 課長 | 課長補佐 | 主幹 | 主任 | 審査者 | 設計者 | 検算 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

# 工　事　設　計　書　(閲覧用)

工　　事　　名　　**倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事**

工　事　場　所　　**倉吉市仲ノ町**

一　　金　　円　（ 内消費税及び地方消費税額　　円 ）

| 工 事 概 要 | 起 工 理 由 |
|---|---|
| 荷物用昇降機の改修 | 昇降機の老朽化に伴ない改修を行う |

倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事

| 名　　称 | 数　　量 | 単位 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 直　接　工　事　費 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | |
| | | | | |
| 共　　通　　費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | | |
| 純工事費　計 | | | | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | | |
| 工事原価　計 | | | | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | |
| 工事価格 | 1 | 式 | | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | | 消費税率　８％ |
| 工事予定価格 | 1 | 式 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事

| 科　目　名　称 | 中　科　目　名　称 | 数　　量 | 単位 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 直接工事費 | | 1 | 式 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |

倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事

| 科　目　名　称 | 中　科　目　名　称 | 数　　量 | 単位 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 直接工事費 | 仮設工事 | 1 | 式 | | |
| | 昇降機設置工事 | 1 | 式 | | |
| | 付帯建築工事 | 1 | 式 | | |
| | 電気設備工事 | 1 | 式 | | |
| | 機械設備工事 | 1 | 式 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | | 直接工事費 | | | 仮設工事 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| 昇降機用足場 | | 257.00 | m3 | | | |
| 仮間仕切り | LGS90下地、PBt9.5張<br>H4000×20m | 40.00 | ㎡ | | | |
| 整理清掃後片付け | | 64.00 | ㎡ | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 直接工事費 | | | 昇降機設置工事 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| マシンルームレス<br>荷物用エレベーター | 積載量1950kg、速度30m/min<br>停止箇所2箇所(1階～2階)<br>戸開走行保護装置付<br>乗り場戸遮煙性能付(2箇所)<br>かご寸法：<br>間口2500×奥行3100×高さ3000 | 1.00 | 基 | | | |
| 運搬費 | | 1.00 | 式 | | | |
| エレベーター取付費 | | 97.00 | 人 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 直接工事費 | | | 付帯建築工事 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| 解体工事 | | | | | | |
| 既設昇降機撤去 | 油圧式パンタグラフリフト<br>テーブル寸法2800×3800<br>ストローク5700㎜<br>既設扉3方枠はつり撤去<br>運搬共 | 1.00 | 台 | | | |
| 既設空調ドレン管撤去 | 鋼管50A　再使用無し | 3.00 | m | | | |
| 廃材処分費 | | 1.00 | 式 | | | |
| 小　計 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 内装工事 | | | | | | |
| 昇降路壁増設下地 | 扉横<br>LGS90 | 3.00 | ㎡ | | | |
| 昇降路扉枠周りモルタル詰め | 各階三方枠周り及び床 | 45.00 | m | | | |
| 昇降路扉枠周り壁モルタル塗り | 各階三方枠周り<br>金ごて | 6.00 | ㎡ | | | |
| 2階壁杉板張り補修 | 2階三方枠周り　7㎡<br>材工共 | 1.00 | 式 | | | |
| 1階ホール床段差処理 | モルタル塗りスロープ設置 | 6.00 | ㎡ | | | |
| 小　計 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 直接工事費 | | | 付帯建築工事 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| 下請け経費 | | 1.00 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 直接工事費 | | | 電気設備工事 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| 1　エレベーター電源設備 | | | | | | |
| 配電盤 | 500×400×200　鋼製　壁付<br>MCCB 3P3E50A CB2PE15A<br>ﾀﾞｳﾝﾄﾗﾝｽ200V/100V・1500VA | 1.00 | 面 | | | |
| CVTケーブル | 8mm2　管内 | 17.00 | m | | | |
| VVFケーブル | 2.0mm-2C　管内 | 18.00 | m | | | |
| IV電線 | 14mm2　管内 | 17.00 | m | | | |
| 合成樹脂可とう電線管 | PF28　コンクリートサドル留め | 10.00 | m | | | |
| 合成樹脂可とう電線管 | PF16　コンクリートサドル留め | 11.00 | m | | | |
| 埋込コンセント | 2P15A×2　新金属プレート付 | 1.00 | 組 | | | |
| 合成樹脂ボックス | VE16　露出角型1個用　1方出 | 1.00 | 個 | | | |
| 小　計 | | | | | | |
| 2　エレベーター弱電設備 | | | | | | |
| 耐熱ケーブル<br>(インターホン用) | HP0.9-5P　管内<br>事務室インターホン～<br>EV制御盤 | 110.00 | m | | | |
| 耐熱ケーブル<br>(インターホン用) | HP0.9-5P　天井ころがし<br>事務室インターホン～<br>EV制御盤 | 30.00 | m | | | |
| 耐熱ケーブル<br>(火災報知機接点用) | HP0.9-4C　管内<br>既設複合盤～<br>EV制御盤 | 100.00 | m | | | |
| 耐熱ケーブル<br>(火災報知機接点用) | HP0.9-4C　天井ころがし<br>既設複合盤～<br>EV制御盤 | 30.00 | m | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 直接工事費 | | | 電気設備工事 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| 警報用ケーブル<br>(電話用) | AE0.65-4C 管内<br>荷解室電話～<br>EV制御盤 | 23.00 | m | | | |
| 警報用ケーブル<br>(電話用) | AE0.65-4C 天井ころがし<br>荷解室電話～<br>EV制御盤 | 10.00 | m | | | |
| 合成樹脂可とう電線管 | PF28　コンクリートサドル留め | 10.00 | m | | | |
| 壁貫通穴あけ | コンクリート壁貫通<br>φ80、t180 | 1.00 | 箇所 | | | |
| 壁貫通防火区画処理 | コンクリート壁貫通<br>φ80(MTKB-75P2) | 1.00 | 箇所 | | | |
| 小　計 | | | | | | |
| 下請け経費 | | 1.00 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | | | |

| 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 直接工事費 | | | 機械設備工事 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　　称 | 摘　　要 | 数　　量 | 単位 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
| ドレン管(３階既設空調設備用) | 配管用炭素鋼鋼管<br>SGP(白)50A<br>材工共 | 4.00 | m | | | |
| ドレン管(３階既設空調設備用) | 配管用炭素鋼鋼管<br>SGP(白)25A<br>材工共 | 4.00 | m | | | |
| ドレン管塗装 | 下地　SGP(白)50A<br>SOP塗 | 4.00 | m | | | |
| ドレン管塗装 | 下地　SGP(白)25A<br>SOP塗 | 4.00 | m | | | |
| 小　計 | | | | | | |
| 下請け経費 | | 1.00 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| | | | | | | |

平成　26　年度

# 現　場　説　明　書

工事名　　倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事

平成26年7月24日
倉　　吉　　市
教育委員会事務局

立会会社名

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

１　事務手続
　倉吉市建設工事執行規則並びに倉吉市財務規則による。

２　設計図書
（１）　図面及び内訳明細書枚数
　図 面 枚 数　　10 枚
　内訳明細書　　11 枚

（２）　数量公開
　数量入り内訳明細書は、設計図書に明示している数量を除き参考であり、発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

３　契約事務
　落札者は、倉吉市教育委員会事務局博物館に出向き、請負契約事務及び施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

４　その他
（１）　この工事の施工に当っては、別紙１「一般的事項」に示す事項に従うこと。

（２）　別紙２「特記事項（施工条件明示事項）」　－　有

# 現　場　説　明　書



## １　仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り『公共建築工事標準仕様書』『公共建築改修工事標準仕様書』をいう。

## ２　法令等の遵守について

（１）　建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。

（２）　建設業からの暴力団排除の徹底について
ア　工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

（３）　工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

## ３　下請関係の適正化について

（１）　この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成３年２月５日付建設省経構発第２号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。

（２）　受注者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成20年３月28日付第200700193464号鳥取県県土整備部長通知）に基づき、下請施工体系図及び建設工事下請報告書を提出しなければならない。

（３）　工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して市外業者と契約することができる。

（４）建設業退職金共済制度への加入等
ア　建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
イ　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
ウ　受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

## ４　労働者の福祉向上について

（１）　建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に加入するよう指導に努めること。

（２）　下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

## 5　労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年９月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

## 6　建設資機材の使用について

（１）　工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年１月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

（２）　リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

ア　県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

イ　県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

（３）　建設機械の使用について

ア　施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

イ　工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

（４）　ダンプトラック等による運搬について

ア　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

イ　積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 7　リサイクルの促進について

建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年９月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

## 8　消費税法及び地方消費税法の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された添加拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

## 9　その他

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注、変更、訂正及び完成時10日以内（ただし、工事請負代金額が2,500万円未満の工事にあっては、受注・訂正時）に工事実績情報サービス（CORINS）に工事実績情報の登録を行い、登録内容確認書を印刷して発注者に提出すること。

# 現　場　説　明　書

| | |
|---|---|
| 仕様書 | ①　平成26年7月24日時点で最新の仕様書によること。 |
| 工程 | ①~~（他工事等との調整）~~　　については、　　と関連するので、相互の連絡調整を密にすること。<br>②~~（着工保留）~~　　については、　　まで着工しないこと。<br>③~~（部分完成）~~　　については、　　までに完成すること。<br>④（施工時間）　本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：30～17：00)を見込んでいる。<br>の施工時間は、　：　～　：　とする。<br>⑤~~（施工時期選択制度）~~　この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、平成　年　月　日までとし、実工事期間は　　日間とする。<br>なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。<br>⑥~~（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）~~　この工事の工期には、鋼材調達期間として、〇か月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 |
| 用地関係 | ①~~（用地、物件等未処理）~~　本工事区間の　　には　　があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。<br>なお、　　頃　　の予定である。 |
| 支障物件 | ①~~（埋設物等の事前調査）~~　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、である。<br>②~~（支障物件）~~　　の施工に当って、　　が支障となっているが、までに移設が完了する見込である。<br>③~~（立木の置き場所）~~　工事用地内の立木は伐採し、　　に置くこと。 |
| 公害対策 | ①（低騒音型・低振動型建設機械）　本工事のうち全ての箇所については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。<br>該当工種：全ての工種、施工機械：該当する全ての機械 |
| 安全対策 | ①~~（交通安全施設等）~~　一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。<br>なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。<br>~~交通誘導員Ａ　０人（交代要員　有・無）　０日　合計　０人~~<br>~~交通誘導員Ｂ　０人（交代要員　有・無）　０日　合計　０人~~<br>~~警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は次のとおりとする。~~<br>~~交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条第１項に規定する以外の者を配置し、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合においては、交通誘導員Ｂを配置しているものとみなす。~~ |
| 工事用道路 | ①~~（農地の一時転用について）~~　本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」（平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知）に基づき、着手前に本工事が公共事業であることが証明された報告書を所轄農業委員会へ提出すること。 |
| 仮設物 | ①（仮囲い等の範囲、構造）　工事範囲とその他を明確に区画して、第三者が工事範囲内に立ち入らないようにし、また、第三者に危害が及ばないように対策を講じること。なお、図示した場合は、設計図書によることとする。 |

| | |
|---|---|
| 濁水処理 | ①～(濁水処理)～　工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うこと。なお、図示した場合は、設計図書によることとする。 |
| 建設副産物の処理 | 【建設発生土（処理）】<br>①～(他工事等流用)～　建設発生土は、　　市・町・村　　地内の　　工事現場に運搬（片道運搬距離　　km）とするものとする。<br>②～(建設技術センター)～　建設発生土は、　　市・町・村　　地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離　　km）とするものとする。なお、処理費として１㎥当たり　　円をセンターに支払うこと。<br>センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状　（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上）<br>③～(自由処分)～　建設発生土は自由処分とし、片道運搬距離　　kmを見込んでいる。<br>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】<br>④（分別解体等）　コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表１のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。<br>コンクリート塊　解体工事費に含む<br>アスファルト塊　解体工事費に含む<br>建設発生木材　解体工事費に含む<br>⑤～(他工事等流用)～　　は、　　市・町・村　　地内の工事現場に運搬（片道運搬距離　　km）するものとする。<br>⑥(再資源化施設へ搬出)　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。<br>再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。<br>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。<br>（施設の名称・受入れ費用）<br>コンクリート塊　倉吉市鴨川町地内の㈱クラエー（運搬距離1.9km）、費用１ｔ当り3000円<br>アスファルト塊　倉吉市　　地内の（運搬距離　　km）、費用１ｔ当り　　円<br>建設発生木材　　市・町・村　　地内の（運搬距離　　km）、費用１ｔ当り　　円<br>その他（　　）　　市・町・村　　地内の（運搬距離　　km）、費用１ｔ当り　　円<br>（受入れ時間帯）８時～17時（平日）<br>（受入れ条件）<br>ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。<br>イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は、それぞれ　　mm以下、　mm以下であること。<br>ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径　　cm以下、長さ　m以下であること。<br>エ　２次公害発生のおそれのある物質（廃油等）を含まないこと。<br>⑦(木材市場等への売却)　建設発生木材は、　　市・町・村　　地内の　　への搬出（片道運搬距離　　km）を想定し、　　円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。<br>⑧～(最終処理等)～　　については、　　市・町・村　　地内の　　への搬出（片道運搬距離　　km）を想定し、その費用として１ｔ当り　　円を見込んでいる。<br>　　については、　　市・町・村　　地内の　　への搬出（片道運搬距離　　km）を想定し、その費用として１ｔ当り　　円を見込んでいる。<br>これは、他の施設へ搬出を防げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。<br>⑨（産業廃棄物の処理に係る税）　産業廃棄物の処理に係る税に相当 1000円/ｔ見込んでいる。 |

**建設副産物の処理**

⑩ ~~（建設発生木材の出来形数量）~~ 建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

| 工　種 | 項　目 | 規　格 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 建設発生木材運搬量 | 現場において運搬車の計測を行うこと。<br>平均的な１断面を計測。<br>計測に当たっては、頂部に最低２箇所の折れ点を設けること。<br>断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。 | 運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に１台の割合で写真管理を行うこと。<br>ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、２台以上写真管理を行うこと。 | |
| 建設発生木材搬出量 | マニフェスト又は伝票管理を行うこと。 | 運搬車全数の管理を行うこと。 | 伝票は処分業者が発行したものでなければならない。 |

⑪（マニフェスト）　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。

**建設副産物の使用**

①~~（建設発生土の使用）~~　工事から　の建設発生土を受け入れ、に使用する。

②~~（再生資材の使用）~~ 1)　Co雑割材は、　工事から運搬し、　に使用する。
2)　アスファルト・コンクリート切削殻等は、　工事から運搬し、　に使用する。
3)・再生クラッシャーラン[規格：　]は、　に使用する。
・再生コンクリート砂［規格：RS-　］は、　に使用する。
4)　再生加熱アスファルト混合物［規格：　］は、　に使用する。
5)　その他再生資材［資材名：　］［規格：　］は、　に使用する。

**境界標**

①~~（境界杭・境界標）~~　本工事における敷地内の全ての境界標は、必ず管理を行うこと。

**災害復旧工事**

①~~（工事成績評定）~~　本工事は、災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事に該当するため、工事評定の対象としない。

**技能士**

①~~（技能士常駐）~~　本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。
1) 技能士種別：　技能士、当該工種：　工、仕様書根拠：１－　頁
2) 技能士種別：　技能士、当該工種：　工、仕様書根拠：１－　頁
3) 技能士種別：　技能士、当該工種：　工、仕様書根拠：１－　頁

**コンクリート**

①~~（寒中コンクリート）~~　本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。~~なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月７日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。~~

**その他**

①　建設リサイクル法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、石綿条例など関係法令に基づく書類を作成し、当該工事着手前に所轄に提出すること。また、関係法令上必要があれば、関係機関と協議を行うこと。

②　来館者、博物館関係者等に対して安全及び騒音振動対策を十分に講じること。

③　展示期間等により工程の調整が必要となる場合があるので、この場合は協力すること。

④　工事車両搬入路、作業スペース、資材置き場、作業員駐車場等は運営・活動等に支障のない場所とし、仮設計画を作成し博物館担当者、工事監理者と協議すること。

⑤　工事材料等の運搬経路を定め、搬入、搬出すること。また、運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対して損傷を与えないように予防措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧すること。

⑥　毎月末には、工程報告書を監督員に提出すること。

⑦　施工場所にはハロゲン消火設備等が設置されているため施工にあたり作動しないよう措置を取ること。

# 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事

| CHECK | DRAW | DATE |
| --- | --- | --- |
| | | |

# 機械設備工事仕様書

## Ⅰ．工事概要

### 1　工事場所　倉吉市仲ノ町

### 2　建物概要

| 番号 | 建物名称 | 構造 | 階数 | 建築基準法による延べ面積（㎡） | 消防法施行令別表第一の区分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 倉吉博物館 | RC | 3 | 2939.96 | （　8　）項 | |
| 2 | | | | | （　　）項 | |
| 3 | | | | | （　　）項 | |
| 4 | | | | | （　　）項 | |
| 5 | | | | | （　　）項 | |

### 3　工事種目　（◉ 印の付いたものが対象工事種目）

| 工事種目＼番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 屋外 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ● 空気調和設備 | | | | | | | |
| ● 冷暖房設備 | | | | | | | |
| ● 換気設備 | | | | | | | |
| ● 排煙設備 | | | | | | | |
| ● 自動制御設備 | | | | | | | |
| ● 衛生器具設備 | | | | | | | |
| ● 給水設備 | | | | | | | |
| ● 排水設備 | | | | | | | |
| ● 給湯設備 | | | | | | | |
| ● ガス設備 | | | | | | | |
| ● 浄化槽設備 | | | | | | | |
| ● 消火設備 | | | | | | | |
| ● さく井設備 | | | | | | | |
| ◉ 昇降機設備 | ○ | ○ | | | | | |

### 4　設備概要　（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。）

◉ 印のついたものを適用する。

| 項目 | | 設備概要 | |
|---|---|---|---|
| 空気調和・冷暖房設備 | ● 空気調和設備 | ● 単一ダクト方式　● 各階ユニット方式　● ダクト併用ファンコイルユニット方式 | |
| | ● 冷暖房設備 | ● ファンコイルユニット方式　● パッケージ方式 | |
| | ● 暖房設備 | ● 温水暖房　● 蒸気暖房　● 温風暖房（ ● 局所式　● 中央式 ）　● 床暖房 | |
| | ● 熱源 | ● 電気　● 灯油　● Ａ重油　● ガス　● バイオマス | |
| | ● 主要熱源機器 | ● 鋼製ボイラー　● 鋳鉄製ボイラー　● 真空式温水発生機　● 無圧式温水発生器　● バイオマスボイラー<br>● チリングユニット　● スクリュー冷凍機　● 遠心冷凍機　● 吸収式冷凍機<br>● 直だき吸収式冷温水機　● 小形吸収式冷温水機ユニット<br>● ヒートポンプパッケージエアコン　● ルームエアコン<br>● 温風暖房機　● ＦＦ暖房機　● ペレットストーブ | |
| 換気設備 | | ● 第一種　● 第二種　● 第三種 | |
| 排煙設備 | | ● 機械排煙（ 適用法規　● 建基法　● 消防法 ） | |
| 自動制御設備 | | ● 電気式　● 電子式　● デジタル式 | |
| 衛生設備 | ● 給水設備 | 給水方式 | ● 水道直結方式　● 高置水槽方式　● ポンプ直送方式　● 増圧給水方式 |
| | | 水源 | ● 水道水　● 井水 |
| | ● 排水設備 | 排水方式 | ● 自然流下　● ポンプ排水（ ● 汚水　● 雑排水　● 雨水 ） |
| | | 放流先 汚水 | ● 公共下水道　● 浄化槽　● 敷地内最終処理施設 |
| | | 放流先 雑排水 | ● 公共下水道　● 浄化槽　● 敷地内最終処理施設 |
| | | 放流先 雨水 | ● 公共下水道　● 側溝　● 河川 |
| | | 浄化槽処理施設 | ● 小規模合併　● 合併 |
| | | 処理水放流先 | ● 排水路　● 側溝　● 河川 |
| | ● 給湯設備 | ● 局所式（ ● ガス　● 油　● 電気 ）　● 中央式（ ● 油　● ガス ） | |
| | ● 消火設備 | ● 屋内消火栓　● 屋外消火栓　● 連結送水管　● 連結散水　● スプリンクラー<br>● 泡消火　● 粉末消火<br>● 不活性ガス消火（ ● 窒素　● 窒素系　● 　　） | |
| | ● ガス設備 | ● 都市ガス（ 　　MJ/Nm³ ）　● 液化石油ガス | |
| ◉ 昇降機設備 | | ◉ ロープ式一般エレベーター機械室なし | |

## Ⅱ．特記仕様

### 1　一般事項

（1）現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）」（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２５年版）」（以下「標準図」という。）による。ただし、改修工事については「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

（2）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（平成２５年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。

（3）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

### 2　特記事項

（1）項目は番号に ○ 印の付いたものを適用する。

（2）特記事項のうち選択する事項は ◉ 印の付いたものを適用する。

◉ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。◉ 印と ㊟ 印の付いた場合は両方を適用する。

（3）一般共通事項のうち （　　） 項は、● 建築　● 電気設備　工事仕様書による。

**一般共通事項**

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| ① 官公署その他への手続 | 工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。 |
| ② 電気保安技術者 | 工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規程第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第１章第３節１．３．２によるものとし、一般用電気工作物にかかる工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。 |
| ③ 工事安全計画書等 | 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。 |
| ④ 発生材の処理等 | 引渡しを要するもの　※ 無し　● 有り（　　）<br>特別管理産業廃棄物　※ 無し　● 有り（　　）<br>アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。<br>再生資源の利用を図るもの<br>※ 無し　● 有り（ ● コンクリート塊　● アスファルトコンクリート塊　● 建設発生木材　●　　） |
| ⑤ 機材等 | 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。<br>また、製造者が定められている機材については、Ⅲ．機材によるほかこれらと同等以上のものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。<br>なお、（社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。 |
| ⑥ 機材の品質・性能証明 | ＪＩＳマーク等のある機材を使用する場合は、標準仕様書第１編第１章第４節１．４．２（ｃ）により、品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。 |
| ⑦ 施工図等 | 提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。 |
| ⑧ 完成写真等 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方（改訂第３版）建築設備編」によるほか監督職員の指示による。下記のものを提出する。 |

| 区分 | 分類・規格 | 撮影箇所 | 部数 | 電子データ・ネガの提出 |
|---|---|---|---|---|
| 工事写真 | カラーサービス判 | 各工種工程毎 | ※ 1部　● 部 | ◉ 要　● 不要 |
| 完成写真 | カラーサービス判 | 監督職員の指示による | ※ 2部　● 部 | ◉ 要　● 不要 |

⑨ 完成図等

次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。

| 区分 | 名称 | 部数 |
|---|---|---|
| ※ 完成図原図 | 完成図　※ 原紙　※ ＣＡＤデータ<br>施工図　● 原紙　● ＣＡＤデータ | 1部 |
| ※ 完成図　２つ折製本 | ※ 完成図原図の陽画複写紙<br>㊟ 完成図原図の陽画複写紙（縮小版）<br>● 施工図原図の陽画複写紙 | ※　1部<br>●　部 |
| ※ 完成図　２つ折製本<br>※　Ａ４版表紙製本<br>●　Ａ４版市販ファイル | ※ 完成図原図の陽画複写紙<br>※ 主要機器図<br>※ 試験成績書 | ※　部<br>●　部 |
| ※ 保守用説明書（Ａ４版ファイル） | ※ 保守に関する指導案内書<br>※ 機器取扱説明書<br>※ 主要機器一覧表 | ※　2部<br>●　部 |
| ※ 保証書 | | 1部 |
| ※ 官公署の届出書類 | | 1部 |

10 技能士の適用

下記により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。また、その技能士はそのものが技能士であることが分かる名札（下図参考）を常時着用すること。

● 配管　（ ● １級　● ２級 ）　● 熱絶縁施工　（ ● １級　● ２級 ）

● 冷凍空気調和機器施工　（ ● １級　● ２級 ）　● 建築板金　（ ● １級　● ２級 ）

《技能士名札参考図》

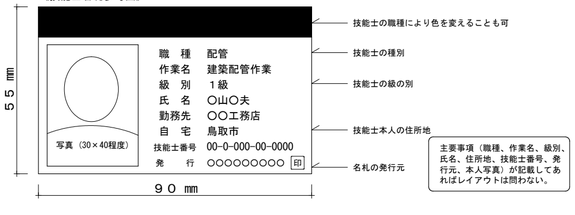


**一般共通事項**

11 他工事との取合

| 他工事との取り合い | | 建築 | 電気設備 | 機械設備 |
|---|---|---|---|---|
| ● コンクリート壁、床、梁貫通部 | スリーブ・箱入 | ● | ● | ※ |
| | 補強 | ※ | ● | ● |
| ● 鉄骨造の開口及び補強 | | ※ | ● | ● |
| ● 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（くぎ処理共） | | ● | ※ | ● |
| ● 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地 | | ● | ※ | ● |
| ● 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強 | 仮枠 | ● | ※ | ● |
| | 補強 | ※ | ● | ● |
| ● ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強 | | ※ | ● | ● |
| ● 埋込形機器取付用の天井・壁の切込加工及び下地の補強 | 切り込み | ● | ● | ※ |
| | 補強 | ※ | ● | ● |
| ● 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ | | ※ | ● | ● |
| ● 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む） | | ※ | ● | ● |
| ● テレビアンテナ | 基礎 | ※ | ● | ● |
| | アンカーボルト | ● | ※ | ● |
| ● 天井点検口 | | ※ | ● | ● |
| ● 機器類のコンクリート基礎 | 屋内・屋外設置 | ● | ● | ※ |
| | 屋上設置 | ※ | ● | ● |
| ● 自立型制御盤の基礎 | | ● | ※ | ● |
| ● 機器付属の制御盤及び操作盤から機器までの配線 | | ● | ● | ※ |
| ● 機器用コントロールスイッチ（空調機、給湯器等）の取付及び配線 | | ● | ● | ※ |

⑫ 工事用水、電力　本工事に必要な工事用水、電力などの費用はすべて請負者の負担とする。

⑬ 表示板　設ける。（寸法等は下図による。建築工事、電気設備工事等と一括して表示する。）

※ 工事表示板

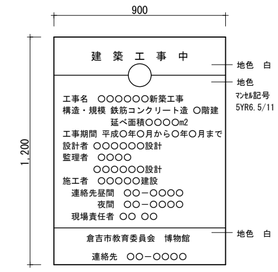


記入要領

1．書体は角ゴシックとする。

⑭ 工事用仮設物　構内に作ることが　※ 出来る　◉ 出来ない

⑮ 足場　足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年４月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

16 土工事　（ア）埋め戻し土　● 根切土のなかの良質土（ ● コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類 ）

● 山砂の類（　　）

● 真砂土　（　　）

（イ）建設発生土処分　● 構外に搬出　● 構内に敷ならし　● 構内の指示する場所に堆積

⑰ 耐震措置　設備機器の固定は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成８年版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・(独)建築研究所監修）による。

建物の種別　● 特定の施設　◉ 一般の施設

重要機器　● 防災機器　● 火気を使用する機器　● タンク類

⑱ 図形等の表示　機器類は、図示する形状、配管等などの取出し位置及び製造品番により、特定製造者の製品を指示、限定しない。

⑲ 電気容量及び機器表示　電動機出力、燃料消費量等は、原則として図面に記載されている値以下とする。

機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。

⑳ 機器附属の制御盤　◉ 製造者標準仕様とする　● 機器表特記による

21 保温工事

● 冷温水管　（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスチレンフォーム　●　　）

● 蒸気管　（ ● ロックウール　● グラスウール　●　　）

● ブライン管（ ● ポリスチレンフォーム　●　　）

● 給水管　（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスチレンフォーム　●　　）

● 排水管　（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスチレンフォーム　●　　）

● 給湯管　（ ● ロックウール　● グラスウール　●　　）

● 消火管　（ ● ロックウール　● グラスウール　● ポリスチレンフォーム　●　　）

● ダクト　（ ● ロックウール　● グラスウール　●　　）

※ 燃焼熱源等機械室内の配管の保温材には、（ ● ロックウール　● グラスウール ）を使用する。

● 全熱交換機の給気ダクト（ ● 機器外気側　● 機器室内側 ）は保温（グラスウール２５㎜厚）する。

22 鋼管類の防食処置　地中埋設　● ペトロラタム系　● プチルゴム系　● 熱収縮チューブ及びシート

23 絶縁継手　※ 絶縁フランジ　● 標準図（施工３）による

24 防振継手　※ 合成ゴム製（球形）　● ポリテトラフルオロエチレン製　● ベローズ形（ステンレス製）

25 伸縮管継手　※ ベローズ形　● スリーブ形

| 設計担当　主任技師　景山　靖 | CHECK | DRAW | DATE |
|---|---|---|---|
| 一級建築士　第３２３３９７号 | | | |

| 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度 | － |
|---|---|---|---|
| 図名 | 機械設備工事特記仕様書（１） | 図番 | 01 |

倉吉市建設部　景観まちづくり課

平成24年1月改定版

## 一般共通事項

| | | |
|---|---|---|
| 26 | 塗装 | 各種機材のうち、下記の部分は塗装しない。（さび止め塗装は除く。）<br>（ア）埋設されるもの（ただし、防食塗装部分を除く）　（イ）亜鉛めっき以外のめっき仕上げ鋼　（ウ）亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分　（エ）亜鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類　（オ）樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分　（カ）カラー亜鉛鉄板面　（キ）アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウムー亜鉛鉄板面、合成樹脂製等、特に塗装に必要を認められない面　（ク）特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面　（ケ）主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管<br>● 上記及び標準仕様書によらず塗装を施す部分・箇所（　　） |
| 27 | ねじ加工 | 塩ビライニング鋼管等の防食措置を施した配管以外　※ 切削ねじ　● 転造ねじ |
| | | 呼び径５０以下のポリ粉体鋼管　※ 切削ねじ　● 転造ねじ |
| 28 | ステンレス鋼管の接合方法 | 呼び径７５Ｓｕ以上の継手は　● 溶接継手　● ハウジング形継手　● フランジ接合 |
| 29 | 溶接配管の検査 | 非破壊検査の適用（ ● 放射線透過検査　● 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ） |
| | | 抜取率（ ● 標準仕様書による　● 　　） |
| 30 | 埋設表示 | ● 地中埋設標を図示する箇所に設ける。 |
| | | ● 埋設表示用テープを埋設する。（ ● ガス管　● 屋外給水管　● 　　） |
| 31 | 支持金物・固定金具 | ポンプ、屋外設置機器及びピット内に使用するアンカーボルト、ナットはステンレス製とする。 |
| | | 屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げとする。 |
| 32 | 総合調整 | 下記事項の総合調整を行い、測定結果を監督職員に提出する。 |
| | | ● 温度　● 湿度　● 風量　● 騒音　● 水量　● 浄化槽放流水質 |
| | | ● 風速　● じんあい　● 飲料水水質（ ● 一般飲料水適否検査　● 　　） |
| 33 | アスベスト含有建材の処理 | 建築改修標準仕様書　９章 環境配慮改修工事　１節 アスベスト含有建材の処理工事による。 |
| | | 処理を行うアスベスト含有建材の仕様等 |

| 建材の内容・箇所 | 仕様等 | 処理を行う範囲 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|---|---|
| | ※ 県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者であること。 |
| | ※ 官公署その他への手続きは、建築改修標準仕様書によるほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて必要な手続きを行う。 |
| | ● 施工調査（分析によるアスベスト含有建材の調査）を行う。<br>分析方法はＪＩＳ Ａ １４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。 |
| | ● アスベスト粉じん濃度測定を行う。<br>（測定時期：　　測定場所：　　測定点：　　） |
| | ● 洗浄設備（洗眼、うがいの設備）及び更衣設備等を設ける。 |
| | ● 作業場の養生として、処理場所をプラスティックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。<br>対象箇所（　　） |
| ㉞ | 補修など　工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。 |
| ㉟ | はつり工事　既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 |
| ~~㊱~~ | ~~~~実施する。~~ |
| ㊲ | 火災保険等　工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするための火災保険等に加入する。<br>（保険の加入期限は、工事完成引渡しまでとする。 |
| 38 | グリーン購入　グリーン購入は次のもとのする。<br>● 空調用機器（　　）　● 衛生器具　（　　）<br>● 断熱材　（　　）　● 配管材　（ ● 再生硬質塩化ビニル管　） |
| 39 | 鳥取県公共工事環境配慮指針　対象外 |
| 40 | 省エネ法　対象外 |

## 1 空気調和設備　2 冷暖房設備　3 換気設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 設計用温湿度条件 | |

| | 外気条件 | | | | 室内（調整目標値） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 一般 | | | | （　　） | | | |
| | 温度 | | 湿度 | | 温度 | | 湿度 | | 温度 | | 湿度 | |
| | （ＤＢ） | | （ＲＨ） | | （ＤＢ） | | （ＲＨ） | | （ＤＢ） | | （ＲＨ） | |
| 夏季 | | ℃ | | % | ２８．０ | ℃ | | % | | ℃ | | % |
| 冬季 | | ℃ | | % | １９．０ | ℃ | | % | | ℃ | | % |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 冷却水管 | ※ ＳＧＰ（白）　● ＳＧＰ－ＶＡ　● ＳＧＰ－ＰＡ |
| 3 | 冷水・温水・冷温水管 | ※ ＳＧＰ（白）　● ＳＧＰ－ＨＶＡ　● ステンレス鋼管<br>● 架橋ポリエチレン管（ファンコイル機器接続部に限る）　● ポリブテン管（ファンコイル機器接続部に限る） |
| 4 | 膨張・空気抜・補給水管 | ※ ＳＧＰ（白）　● ステンレス鋼管 |
| 5 | 蒸気給気管 | ※ ＳＧＰ（黒） |
| 6 | 蒸気還水管 | ※ ＳＴＰＧ３７０－Ｓｃｈ４０（黒）　● ステンレス鋼管 |
| 7 | 油・油用通気管 | 一般配管　※ ＳＧＰ（黒）　地中配管　※ 合成樹脂被覆鋼管 |
| 8 | 冷媒管 | ※ 断熱材被覆銅管 |
| 9 | ブライン管 | ※ ＳＧＰ（黒） |
| 10 | 空調用給水管 | ※ 給水設備の項による |
| 11 | 空調用排水管 | ※ ＳＧＰ（白）　● ＶＰ |
| 12 | 弁類 | ※ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　● ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ |
| 13 | ファンコイルユニット | ※ 流量調整弁　● 定流量弁（ ● ダイヤフラム式流量可変式　● カートリッジオリフィス形 ）を取付ける。 |
| 14 | 防煙ダンパー | 防煙ダンパー　※ 電気式　● 空気式 |
| | | ダンパーの復帰機構　※ 遠隔式　● 手元式 |
| | | 電気式防煙ダンパーの動作用電圧、電流はＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下とする。 |
| 15 | ダクト | ※ 低圧ダクト　● 高圧１ダクト　● 高圧２ダクト |
| | | 長方形ダクト　※ コーナーボルト工法（ ● 共板工法　● スライドオンフランジ工法 ） |
| | | 長辺１５００㎜を超えるもの　※ アングルフランジ工法 |
| | | 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後１５０㎜を１．６㎜厚鋼板製とする。 |
| 16 | 吹出口・吸込口 | ボックス　※ 亜鉛鉄板製　● グラスウール製 |
| 17 | チャンバー等 | シーリングディフューザーの接続は、標準図（施工４７）を参考とする。 |
| | | 接続するダクトが施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。 |
| | | 線状吹出口には、（長さ＋１０）× ３００ × ３００Ｈの接続チャンバーを設ける。 |
| | | 外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合には、雨水等を自然に排出できるよう勾配をつける。 |
| 18 | 消音内貼り | 吹出口接続チャンバー及び図示したダクト並びにチャンバー類に内貼りする。 |
| | | 内貼りチャンバー類の寸法は、外法寸法とする。 |
| | | 吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口（原則４００×６００）を取付ける。 |
| 19 | 瞬間流量計及び流量測定口 | 形式はピトー管式（コック付）とする。　● 着脱式　● 固定式 |
| | | 下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 |
| | | ● 冷凍機類の冷水出口　● 瞬間流量計　● 測定用タッピング |
| | | ● 冷凍機類の冷却水出口　● 瞬間流量計　● 測定用タッピング |
| | | ● ボイラー又は熱交換器の温水出口　● 瞬間流量計　● 測定用タッピング |
| | | ● 冷温水ヘッダーの各送り管　● 瞬間流量計　● 測定用タッピング |
| | | ● ユニット形空気調和機の冷温水入口　● 瞬間流量計　● 測定用タッピング |
| 20 | 定風量・変風量ユニット | ● メカニカル形　● 風速センサー形 |
| 21 | 温度計 | 機器付属以外の温度計　※ 工業用バイメタル式　● ガード付Ｌ形温度計 |
| 22 | 冷温水管の空気抜き | 空気溜りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置を設ける。 |
| | | ※ 手動　● 自動 |
| | | 自動空気抜き弁装置は標準図による。（施工３６（ｇ））。 |
| | | 機械室の手動式空気抜き配管の保温は分岐から２ｍの範囲とする。 |
| 23 | 空調機用トラップ | トラップ形式　※ ＦＲＰ製保温型　● ＦＲＰ製　● ＳＵＳ製 |
| 24 | 煙道 | 材質及び厚さ　● ＳＳ４００（ ※ ３．２㎜　● ４．５㎜ ）　● ＳＵＳ（ ※ １．５㎜　● ２．０㎜） |
| | | 煤煙濃度計　● 取付ける　● 取付けない　● 取付座を付ける |
| | | 煤じん量測定口（８０φ×２）　※ 取付ける　● 取付けない |
| 25 | オイルサービスタンク | 油面計はゲージ式（側圧計）とする。 |
| 26 | 地下オイルタンク | 据付け方法は標準図　● 施工３０（タンク室有り）　● 施工３１（二重殻タンク・タンク室無し） |
| | | タンクの保護被覆　※ エポキシ樹脂　● 強化プラスチック |
| | | 基礎杭　※ 不要　● 要（ ※ 別途工事　● 本工事 ） |
| | | 土留め工事　● 要　● 不要 |
| | | タンクローリー用アース端子を設ける。 |
| 27 | フィルター等付属品 | ● 機器表特記による。 |
| | | ● 空気調和機のフィルターは、ロールの場合は１本、ユニットの場合は１セットを付属品として納入する。 |
| 28 | 防振基礎 | 送風機の防振基礎　防振材（ ● ゴム　● 金属バネ ） |
| 29 | 防振吊り及び支持金物 | 標準仕様書によるほか、中央機械室の冷却水管、冷温水管等の吊り及び支持は防振吊り金物又は防振支持金物で行う。 |

## 4 排煙設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | ダクト | ※ 亜鉛鉄板製　● 鋼板製（１．６㎜） |
| 2 | 排煙口 | 形状　● パネル形　● スリット形　● ダンパー形 |
| | | 取付け　● 天井取付　● 壁取付 |
| | | 開放装置　● 手動　● 手動及び遠隔操作の可能なもの |

## 5 自動制御設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 中央監視制御盤装置 | ● 有り（構成機能は、図示による）　● 無し |
| 2 | 電源装置 | ● 要（ ● 本工事　● 別途工事 ）　● 不要 |
| 3 | 温度調節器等 | 取付高さ　※ １３００㎜　● 　　㎜ |
| 4 | 接地工事 | 盤までの接地工事　※ 別途電気設備工事　● 本工事 |

## 6 衛生器具設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 大便器 | ※ 節水形　● 標準形 |
| 2 | 小便器 | ● 自動洗浄（ＡＣ１００Ｖ電源）　● 標準形 |
| 3 | 洗面器具用自動水栓 | 電源供給方式　※ ＡＣ１００Ｖ　● 乾電池　● 自己給電 |
| 4 | 和風便器の耐火処理 | 標準図（施工６５）の　※（２）　●（１） |

## 7 給水設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 量水器 | ● 親メーター　※ 借用　● 買取　（ ※ 直読　● 遠隔表示 ） |
| | | ● 子メーター　※ 買取　● 借用　（ ※ 直読　● 遠隔表示 ） |
| 2 | 配管材料 | （ア）一般配管　● ＳＧＰ－ＶＢ　● ＳＧＰ－ＰＢ　● ステンレス鋼管 |
| | | ● ＨＩＶＰ　● 架橋ポリエチレン管 |
| | | （イ）土間下配管　● ＳＧＰ－ＶＤ　● ＳＧＰ－ＰＤ　● ＨＩＶＰ |
| | | （ウ）屋外埋設配管　● ＳＧＰ－ＶＤ　● ＳＧＰ－ＰＤ　● ＨＩＶＰ |
| | | ● 水道配水用ポリエチレン管（７５～１００Ａ）　● 水道用ポリエチレン二層管（５０Ａ以下） |
| | | （エ）特記なき給水管の最小口径は20Ａとする。 |
| | | （オ）ビニル管の接合方法　※ 接着接合　● ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする。） |
| 3 | 弁類 | ※ 口径６５Ａ以上の仕切弁及び逆止弁は、ライニング弁とする。 |
| | | ● ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ（受水槽以降の配管に使用）　● ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ（公営水道に直結する配管に使用） |
| | | ● 公営水道事業者指定の止水栓又は弁（給水引込部に使用） |
| 4 | 水槽の保温 | 鋼鈑製、ステンレス製水槽の保温を施工する。 |
| 5 | 水槽のマンホール | 屋外に設置する水槽のマンホール蓋は保温形（二重蓋含む）とする。 |

## 8 排水設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 配管材料 | （ア）屋内汚水管　● ＶＰ　● ＲＦ－ＶＰ　● 排水用塩ビライニング鋼管　● 耐火二層管 |
| | | （イ）屋内雑排水管　● ＶＰ　● ＲＦ－ＶＰ　● ＳＧＰ（白）　● 排水用塩ビライニング鋼管　● 耐火二層管 |
| | | （ウ）ポンプ排水管　● ＶＰ（水道用）　● ＨＩＶＰ　● 排水用塩ビライニング鋼管（圧送排水鋼管用可とう継手） |
| | | （エ）通気管　● ＶＰ　● ＲＦ－ＶＰ　● ＳＧＰ（白）　● 排水用塩ビライニング鋼管 |
| | | （オ）屋外排水管　● ＶＰ　● ＲＦ－ＶＰ　● ＶＵ（地中）　● ＲＥＰ－ＶＵ（地中）　● ＲＳ－ＶＵ（地中） |
| | | ● 卵形管　● コンクリート管 |
| 2 | 満水試験継手 | ３階以上にわたる排水管立て管に満水試験継手を　※ 取付ける　● 取付けない |
| 3 | パイプシャフト内配管の保温 | ※ 施工する　● 施工しない |
| 4 | 煙試験 | ※ 行なわなくてもよい　● 図示の系統のみ行なう |

## 9 給湯設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 配管材料 | ● ＳＧＰ－ＨＶＡ　● ステンレス鋼管　● 架橋ポリエチレン管 |
| | | ● 保温付被覆銅管　● 銅管 |
| | | 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。 |
| 2 | 弁類 | ※ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　● ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ |

## 10 消火設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 配管材料 | （ア）一般配管　● ＳＧＰ（白）　● ＳＴＰＧ |
| | | （イ）土間下配管　● ＳＧＰ－ＶＳ　● ＳＴＰＧ－ＶＳ |
| | | （ウ）屋外埋設配管　● ＳＧＰ－ＶＳ　● ＳＴＰＧ－ＶＳ |
| 2 | 弁類 | ※ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　● ＪＩＳ又はＪＶ１６Ｋ |
| 3 | 保温 | （ア）呼水タンク　※ 施工しない　● 施工する |
| | | （イ）充水タンク　※ 施工しない　● 施工する |
| | | （ウ）配管の保温は次による。（屋外露出箇所は種別ｅ３・（ハ）・Ⅴによる） |
| | | ● 屋内消火栓用（　　）　● スプリンクラー用（　　） |
| | | ● 連結送水用（　　）　● 連結散水用（　　） |
| 4 | 屋内消火栓箱 | ● 屋内消火栓　● 易操作性１号消火栓　● ２号消火栓 |
| 5 | ガス系消火剤の種類 | ● 窒素　● ＩＧ－５４１　● ＩＧ－５５　● ＨＦＣ－２２７ｅａ　● ＨＦＣ－２３ |
| 6 | ガス系消火の起動方式 | ※ 手動　● 自動手動切替式 |

## 11 ガス設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 配管材料 | （ア）一般配管　※ ＳＧＰ（白）　● 合成樹脂被覆鋼管 |
| | | （イ）土間下配管　※ 合成樹脂被覆鋼管 |
| | | （ウ）屋外埋設配管　※ 合成樹脂被覆鋼管　● ガス用ポリエチレン管 |
| 2 | ガスメータ | ● 親メーター　※ 借用　● 買取　（取付け　※ 別途　● 本工事 ） |
| | | ● 子メーター　※ 買取　● 借用　（取付け　※ 本工事　● 別途 ） |
| 3 | 容器廻りの配管 | ● 標準図（施工７１）の　● 要領（ａ）　● 要領（ｂ）　● 要領（ｃ） |
| 4 | 容器転倒防止 | ● 標準図（施工７２）の　● 要領（ａ）　● 要領（ｂ） |
| 5 | ガス漏れ警報器 | ● 不要　● 要（ ※ 別途工事　● 本工事 ） |
| 6 | 絶縁継手 | ● 不要　● 要 |
| 7 | その他 | 都市ガスはガス供給事業者の供給約款による。 |

## 12 浄化槽設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 処理種別及び方式 | ● 小規模合併処理（ ● 分離接触ばっ気方式　● 嫌気ろ床接触ばっ気方式　● 脱窒ろ床接触ばっ気方式 |
| | | ● その他性能評価を受けた方式（　　） |
| | | ● 合併処理　（ ● 接触ばっ気方式　● 長時間ばっ気方式　● 回転板接触方式 ） |
| 2 | 処理能力 | ● 処理対象人員＿＿人　● 処理水量＿＿㎥／ｄ |
| 3 | 放流水の水質 | ● 流入ＢＯＤ　２００ｍｇ／Ｌ　● 放流水質ＢＯＤ　２０ｍｇ／Ｌ以下 |
| | | ● Ｔ－Ｎ＿＿ｍｇ／Ｌ以下　● Ｔ－Ｐ＿＿ｍｇ／Ｌ以下 |
| 4 | 排水方式 | ※ 自然流下　● ポンプ排水 |
| 5 | マンホールふた | ※ 製造者標準仕様（ロック式）　● ＭＨＡ型（ボルト式） |
| 6 | 埋戻し土 | ● 砂　● 根切土の中の良質土 |
| 7 | 土留め工事 | ● 不要　● 要（図示による） |
| 8 | 消毒薬 | ３ヶ月相当分を納入する。 |

## 13 昇降機設備

※図番03「機械設備工事特記仕様書（３）」による。

## Ⅲ．機　材

工事に使用する機器及び材料は、図面に仕様等が明記してあるものを除き原則として標準仕様書に規定するもの及び（社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」による。

ただし、下記表の品目は、上記によるほか下記表に掲げる製造業者とする。

| 品目 | 製造業者 |
|---|---|
| 衛生器具・付属品・水栓類 | ＪＩＳマーク表示品<br>ＪＩＳマークが無いものについては　ＴＯＴＯ　ＩＮＡＸ　ジャニス工業 |
| 製缶類 | 島倉鉄工　ホーコス　中国金属　森松工業　家森鉄工 |



倉吉市建設部　景観まちづくり課

設計担当　主任技師　景山　靖

一級建築士　第３２３３９７号

| CHECK | DRAW | DATE |
|---|---|---|
| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度 | － |
| 図名 | 機械設備工事特記仕様書（２） | 図番 | 02 |

| 仕　様 | |
|---|---|
| 型　式 | 機械室レス エレベーター |
| 用　途 | 荷物用 |
| 積　載　量 | 1950kg　荷扱い者名 |
| 操　作　方　式 | シングルオートマチックコントロール |
| 速　度 | 30　m/min |
| 主　電　動　機 | 7.5kW 3相 200V 60Hz |
| 昇　降　行　程 | 5650　mm |
| 出入口寸法 | 間口　2300　　高さ　3000 |
| カ　ゴ　寸　法 | 間口　2500　奥行　3100　高さ3000 |
| 停　止　箇　所 | 1,2FL |
| | 2箇所停止　2出入口 |
| 扉の開閉方法 | 3枚戸　片開き |
| 特　記　仕　様 | 戸開走行保護装置 |
| | 停電時自動着床装置 |
| | 火災時管制運転（全自動） |
| | 地震時管制運転(P・S波) |
| | カゴ内：マルチビームドアセンサー |
| | 耐震クラスA14 |
| | |
| | |
| | |

| 意　匠　仕　様 | | |
|---|---|---|
| カゴ室関係 | カ　ゴ　扉 | 鋼板製単色塗装仕上 |
| | 側　板 | 鋼板製単色塗装仕上 |
| | 天　井 | 鋼板製単色塗装仕上 |
| | 照　明 | スタンダードタイプ |
| | 床 | ビニル床シート |
| | 敷　居 | 硬質アルミ |
| | カゴ操作盤 | ステンレス製ヘアライン仕上・1部アルミ |
| | 荷　摺　り | ステンレス製ヘアライン仕上　H=250 |
| | 保　護　幕 | パンチカーペット H=2700 マグネット式 |
| 乗場 | 三　方　枠 | 鋼板製単色塗装仕上 |
| | 乗　場　扉 | 鋼板製単色塗装仕上 |
| | 敷　居 | 硬質アルミ |

| | | 反力（KN） | |
|---|---|---|---|
| | R1 | 65.2 | 長期荷重（ピット） |
| | R2 | 69.9 | 長期荷重（ピット） |
| | R3 | 62.5 | 〃 |
| | R4 | 168.8 | 〃 |
| | P1 | 272.9 | 短期荷重 |
| | P2 | 226.7 | 〃 |

| 電　源　及　び　換　気　設　備 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 電動機 | 電線の太さに対する最大引込距離（m） | | | 設備容量 | ノーフューズ遮断器 | 接地線サイズ |
| | 14mm² | 22mm² | 38mm² | | | |
| 7.5kW | 78 | 116 | 184 | 18kVA | 75A | 14mm² |

電圧降下は、5%で選定しています。
引込距離はCVT線で選定しています。
動力用電源の電源側MCCBに漏電遮断器や漏電継電器を設置する場合は、
インバーター用または、高周波に対して不要な動作をしない製品を使用下さい。

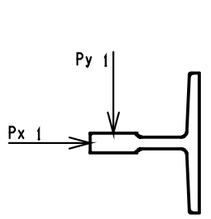

カゴレール側

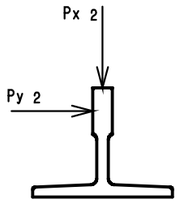

カウンターレール側

| | 地震荷重（kN） |
|---|---|
| Px 1 | 17.3 |
| Py 1 | 8.7 |
| Px 2 | 23.1 |
| Py 2 | 11.6 |

⊗ 電源引込位置（FL±0）

1.　三相交流200V7.5kW(18kVA)
2.　単相交流100V15A(1kVA)
3.　インターホンHP0.9mmｲ -10C
（　　からEV制御盤まで）
4.　接地線（14mmｲ　）
5.　火災報知器接点用配線(1a無電圧)
（自火報盤よりEV制御盤まで）
6.　遠隔監視装置用電話配線
（電話中継盤からEV制御盤まで）

以下配線配管工事
（引込線はCVT線でお願いします）
電気工事

**高調波対策（電気設備工事）**

1. エレベーターと同一の電源トランスを使用している機器の漏電遮断器、漏電警報器は、「インバーター対応型」を使用して下さい。
2. エレベーターの動力線と弱電機器の信号線は、平行に配線しないで下さい。やむを得ず平行配線をする場合は、1m以上離して下さい。
3. エレベーターの動力線と弱電機器の信号線は、平行に配線しないで下さい。やむを得ず平行配線をする場合は、弱電機器の電源線を金属配管として下さい。
4. エレベーターの電源トランスと弱電機器の電源トランスを分離して下さい。
5. ノイズの影響を受けやすい機器には電源線ノイズラインフィルターまたは、ノイズカットトランスを設けて下さい。
6. エレベーターのアース線と弱電機器のアース線は、各々独立して配線の上、接地下さい。(接地極は、同一で構いません。)
7. エレベーター用電源トランスのアース線は、専用の接地を設け、独立して配線して下さい。
8. エレベーターの昇降路や動力線の近くにラジオや通信機器のアンテナを設置しないで下さい。
9. ノイズの影響を受けやすい機器は、電磁シールドされた部屋に設置して下さい。
10. 通信機器やOA機器は十分なEMC耐量を持った機器を使用して下さい。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度　A3　1：1 |
| | | | | | 図　名 | 機械設備工事特記仕様書（3） | 図番　03 |

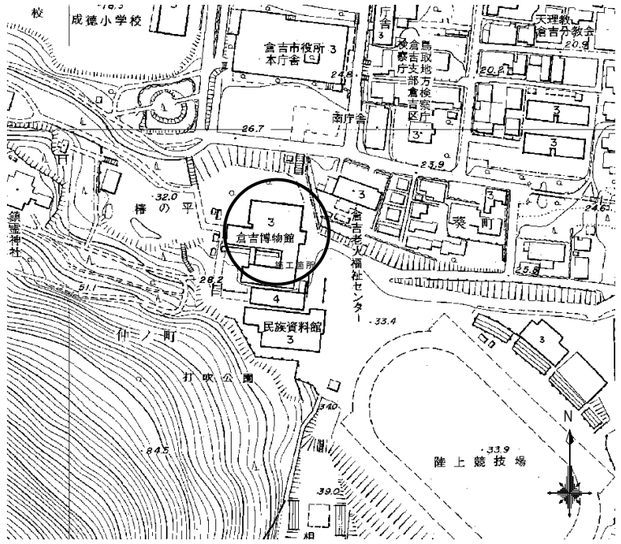


案 内 図

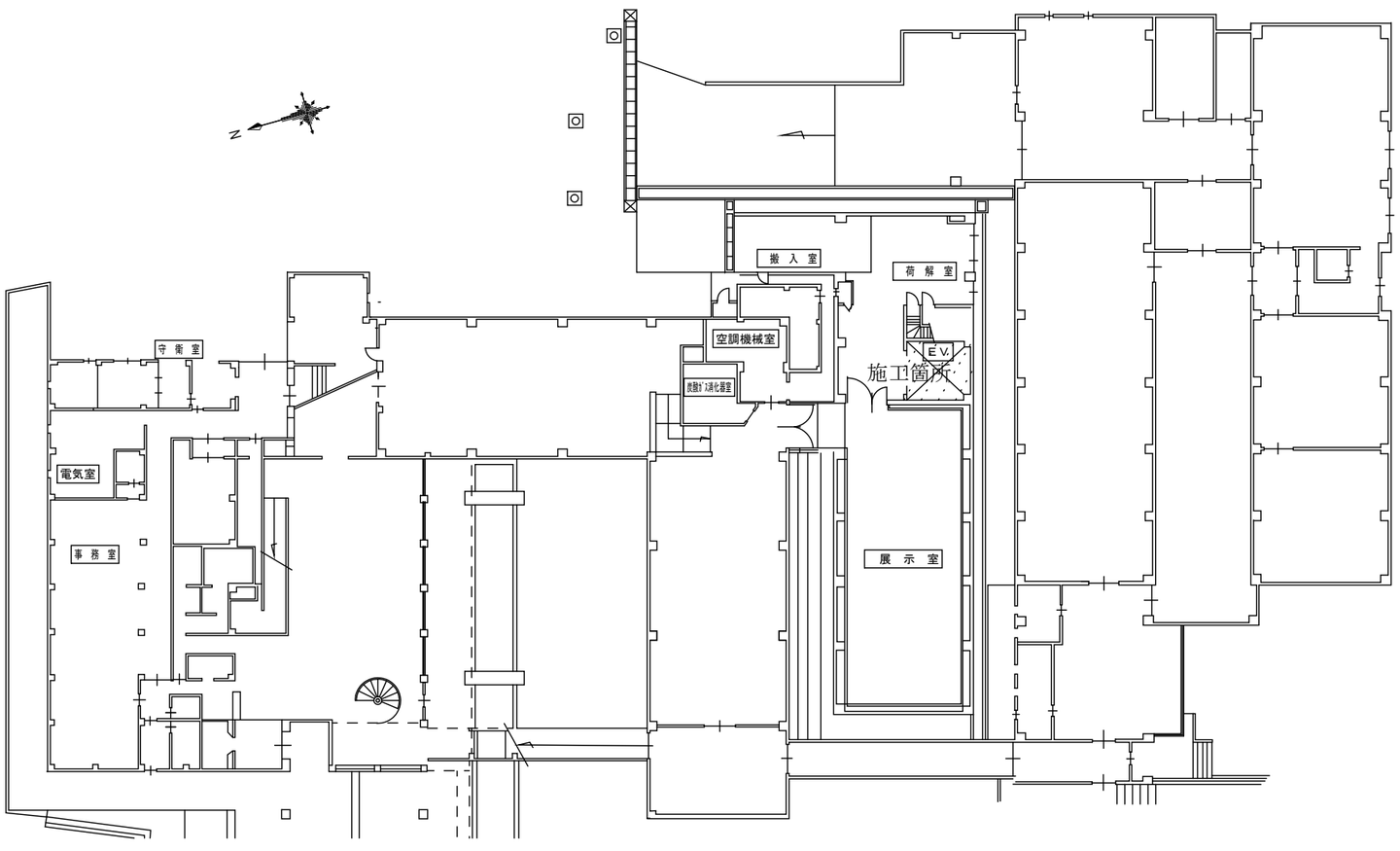


| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度　A3　- |
| | | | | | 図　名 | 案内図　平面図 | 図番　04 |

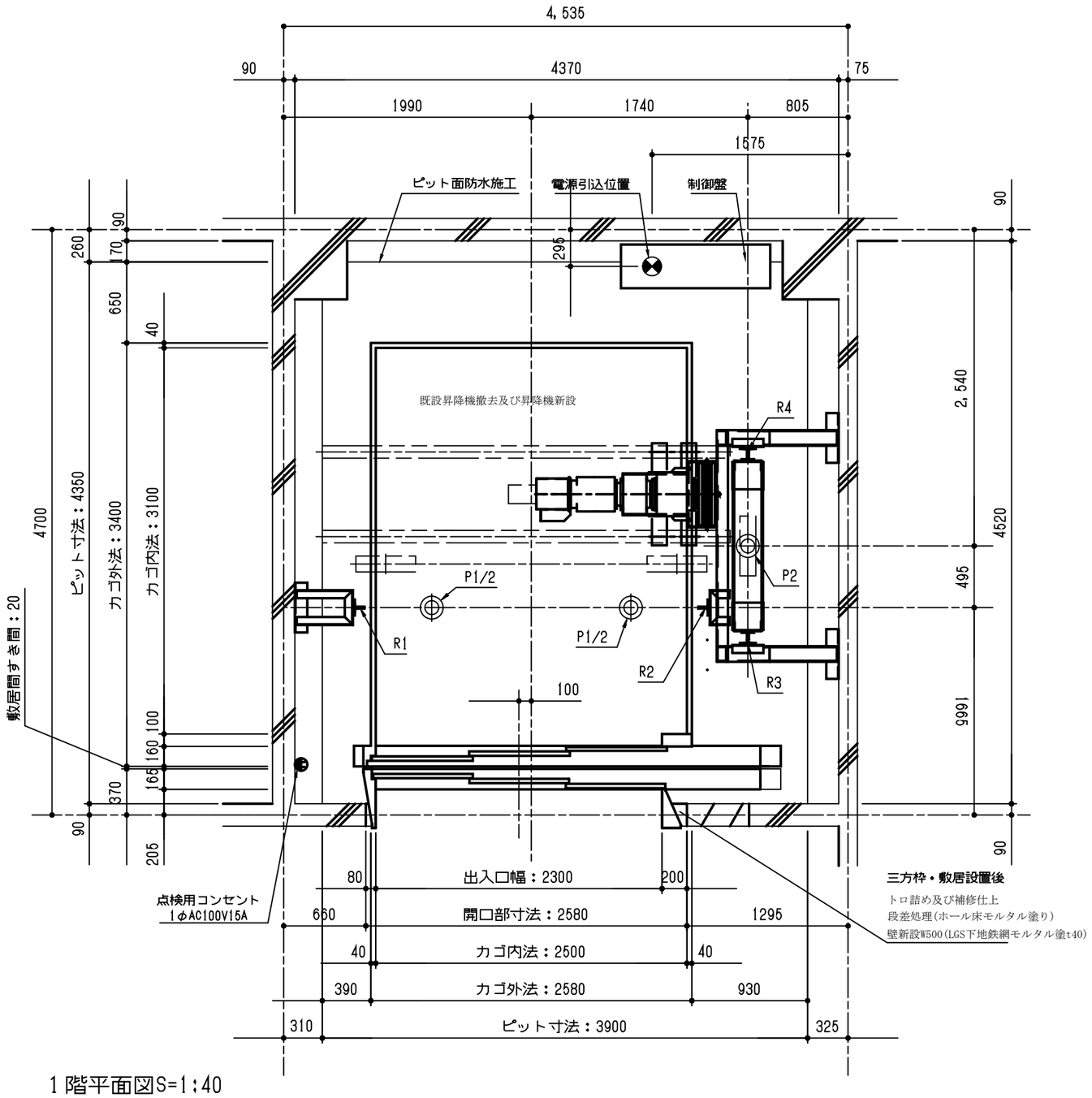


1階平面図S=1:40

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度 A3 1:40 |
| | | | | | 図　名 | エレベーター図(1)　1階平面図 | 図番 05 |

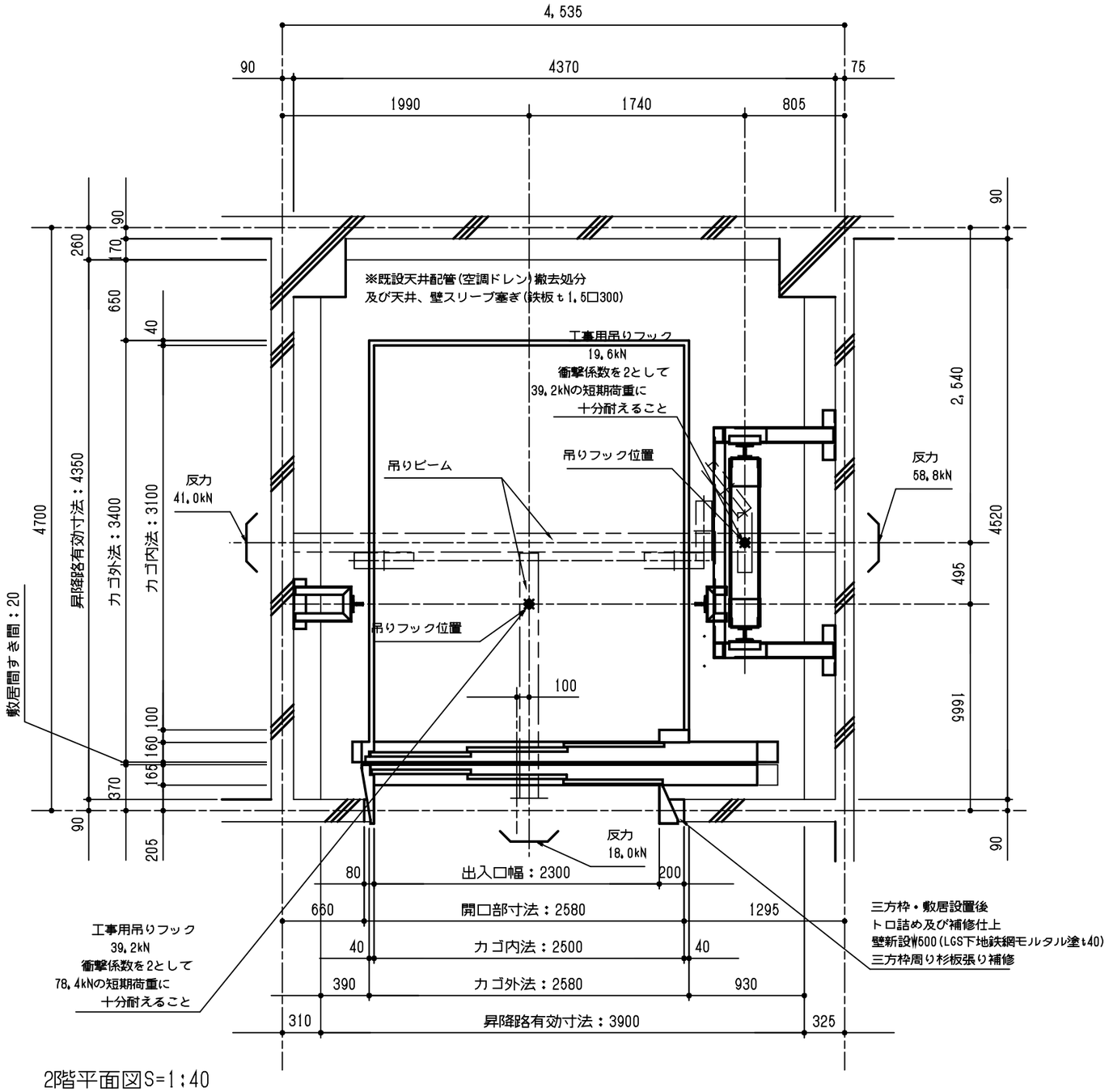


2階平面図S=1:40

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度 | A3 1:40 |
| | | | | | 図　名 | エレベーター図(2)　2階平面図 | 図番 | 06 |

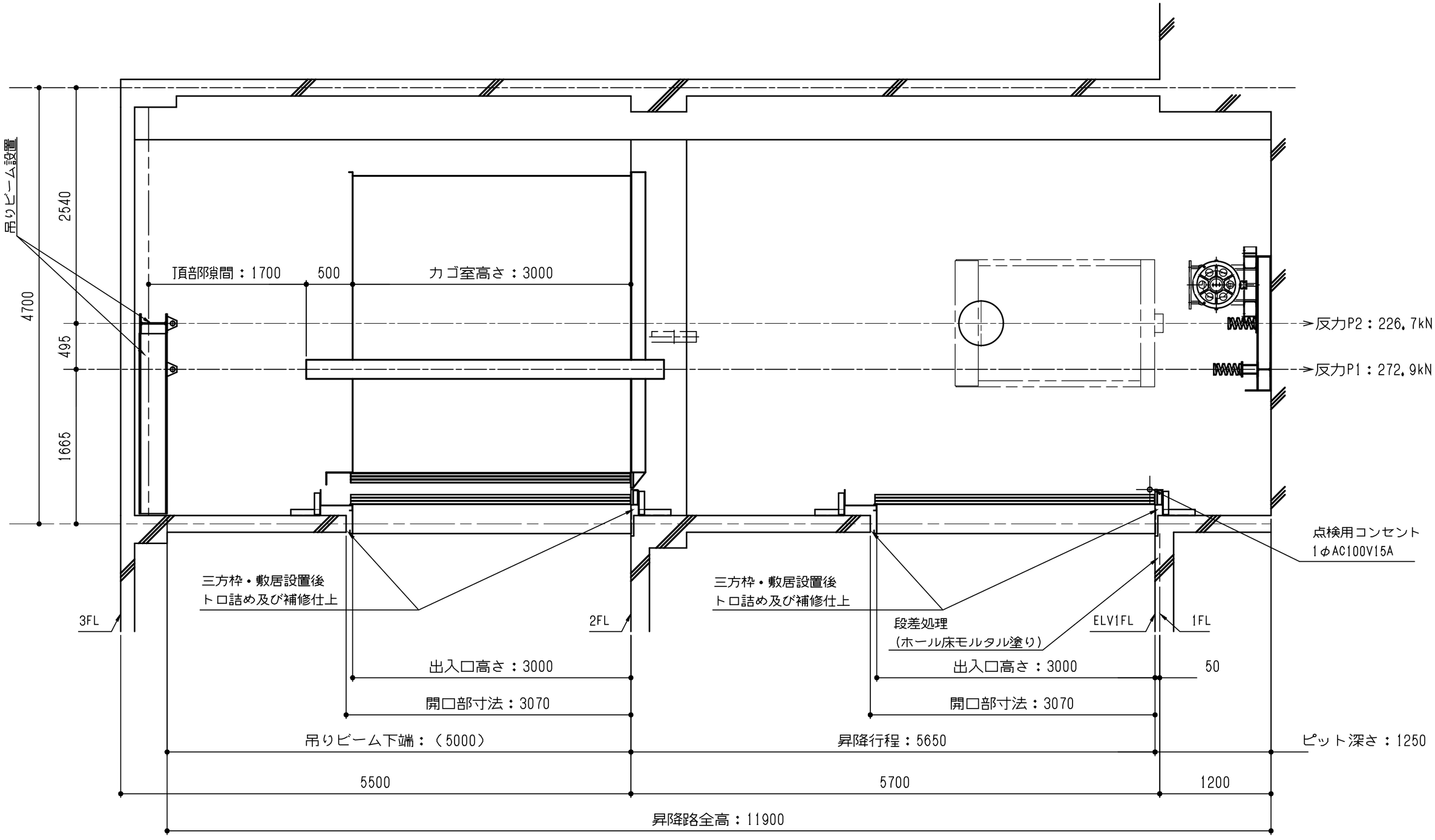


断面図S=1:40

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度 | A3 1:40 |
| | | | | | 図　名 | エレベーター図(3)　断面図 | 図番 | 07 |

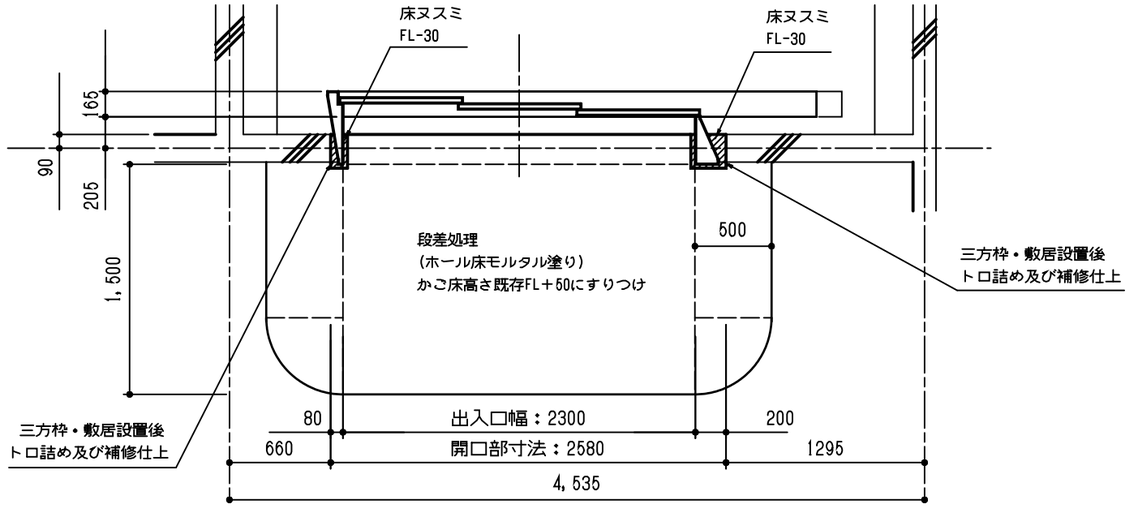


出入口平面図S=1:40

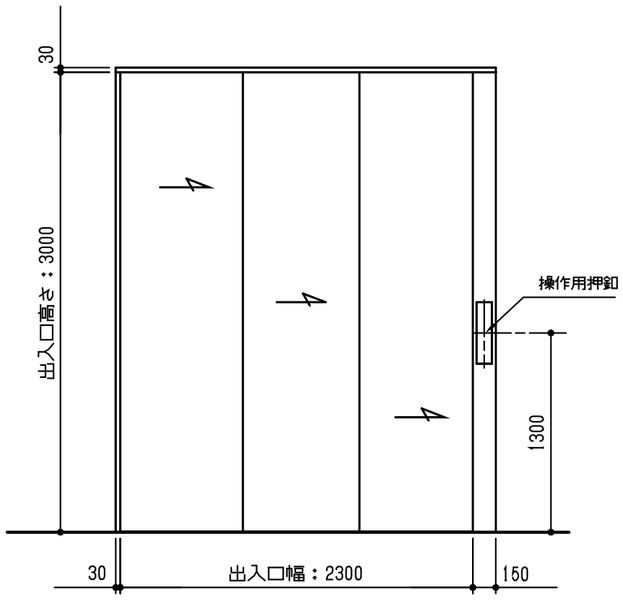


出入口正面図S=1:40

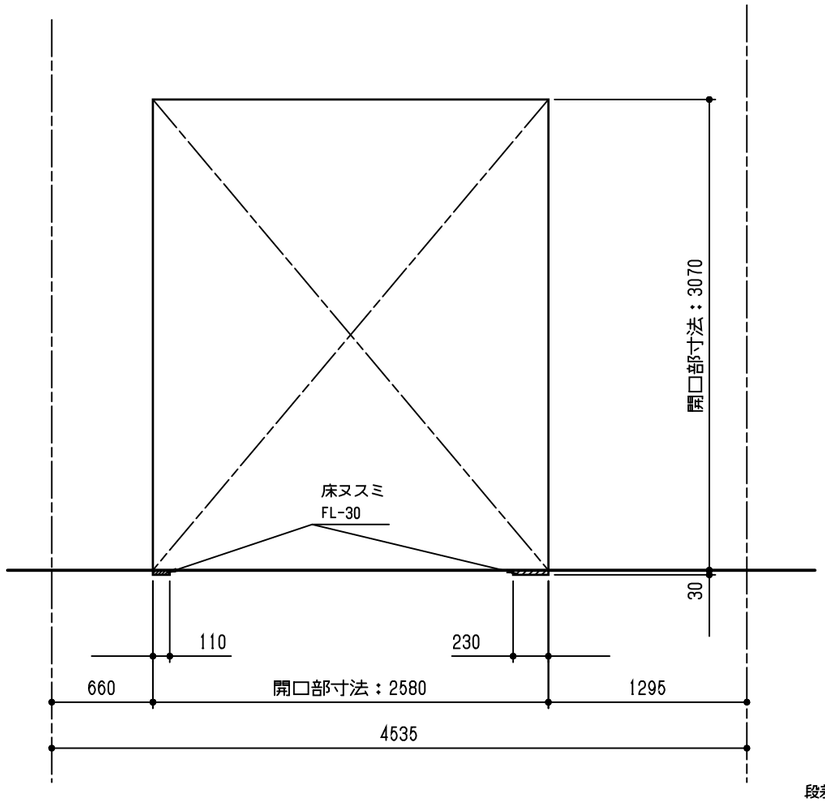


出入口開口正面図S=1:40

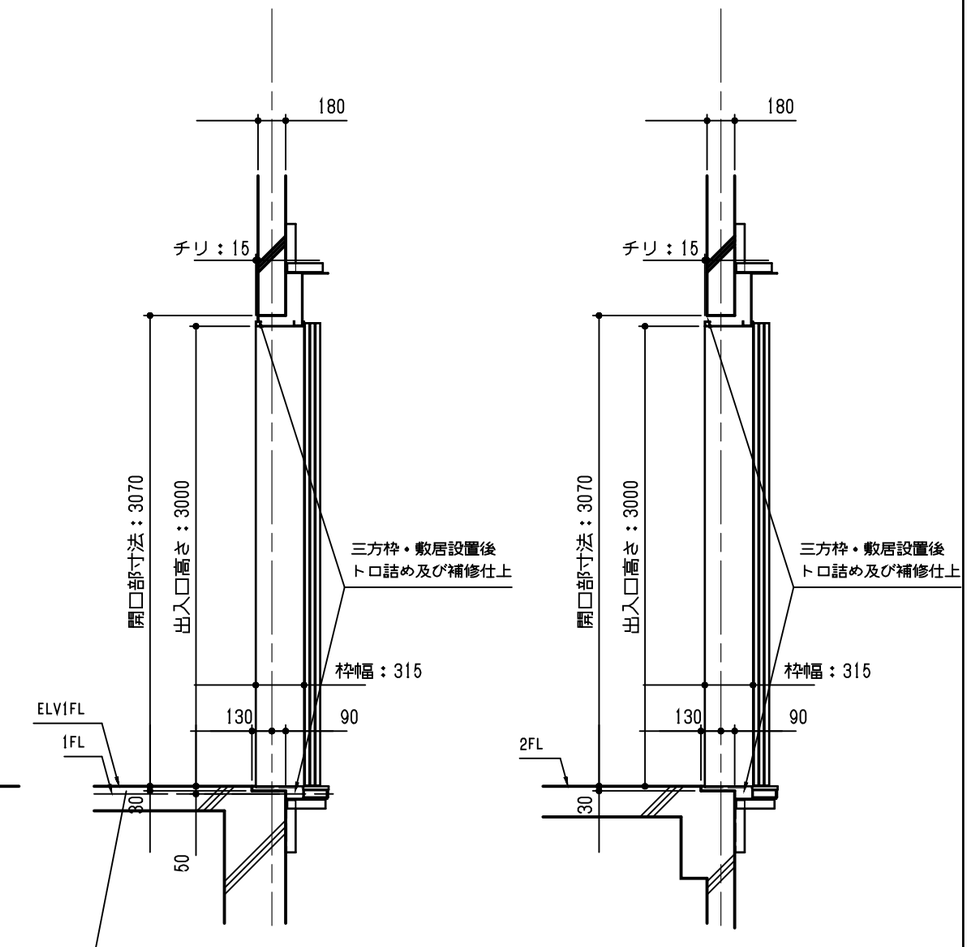


出入口断面図S=1:40

S=1：40
2000 1000 0

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度 A3 1：40 |
| | | | | | 図名 | エレベーター図(4)　出入口詳細図 | 図番 08 |

## 特　記　事　項

(1)　▣：ハンドホール
　　▣：プルボックス（鉄）
　　Ⓐ P.B 400□×300　　Ⓑ P.B 250□×200
　　Ⓒ P.B 200□×150　　Ⓓ P.B 150□×150

(2) 指示なき配線は下記による。
　(地中埋設) GL-1200
　ⓐ ―― － CV60° -3C（HIVE54）〈3φ3w〉
　　CV38° -3C（HIVE42）〈1φ3w〉
　ⓐ ―― － ⓐ＋VVF2.0-2C＋~~G~~（HIVE42）

　ⓑ ―― － AE0.65-5P（HIVE22）〈ｲﾝﾀｰﾎﾝ〉
　　AE0.65-1P（HIVE22）〈防犯〉
　　AE1.2-3C（HIVE22）〈放送〉
　　HP0.9-10P+1.2-3P（HIVE28）〈火報・ﾊﾛｹﾞﾝ・防火戸〉
　　~~G~~（HIVE22）×2
　　AE0.9-5P（既設 ~~G~~ 使用）〈EVｲﾝﾀｰﾎﾝ〉（新設）
　　AE0.9-4C（既設 ~~G~~ 使用）〈EV火報接点用〉（新設）

　（露　出）
　ⓓ － － － CV60° -3C（CP63）〈3φ3w〉
　　CV38° -3C（CP51）〈1φ3w〉
　ⓔ － － － AE0.65-5P（CP19）〈ｲﾝﾀｰﾎﾝ〉
　　AE0.65-1P（CP19）〈防犯〉
　　AE1.2-3C（CP19）〈放送〉
　　AE0.9-10P+1.2-3C（CP25）〈火報・ﾊﾛｹﾞﾝ・防火戸〉

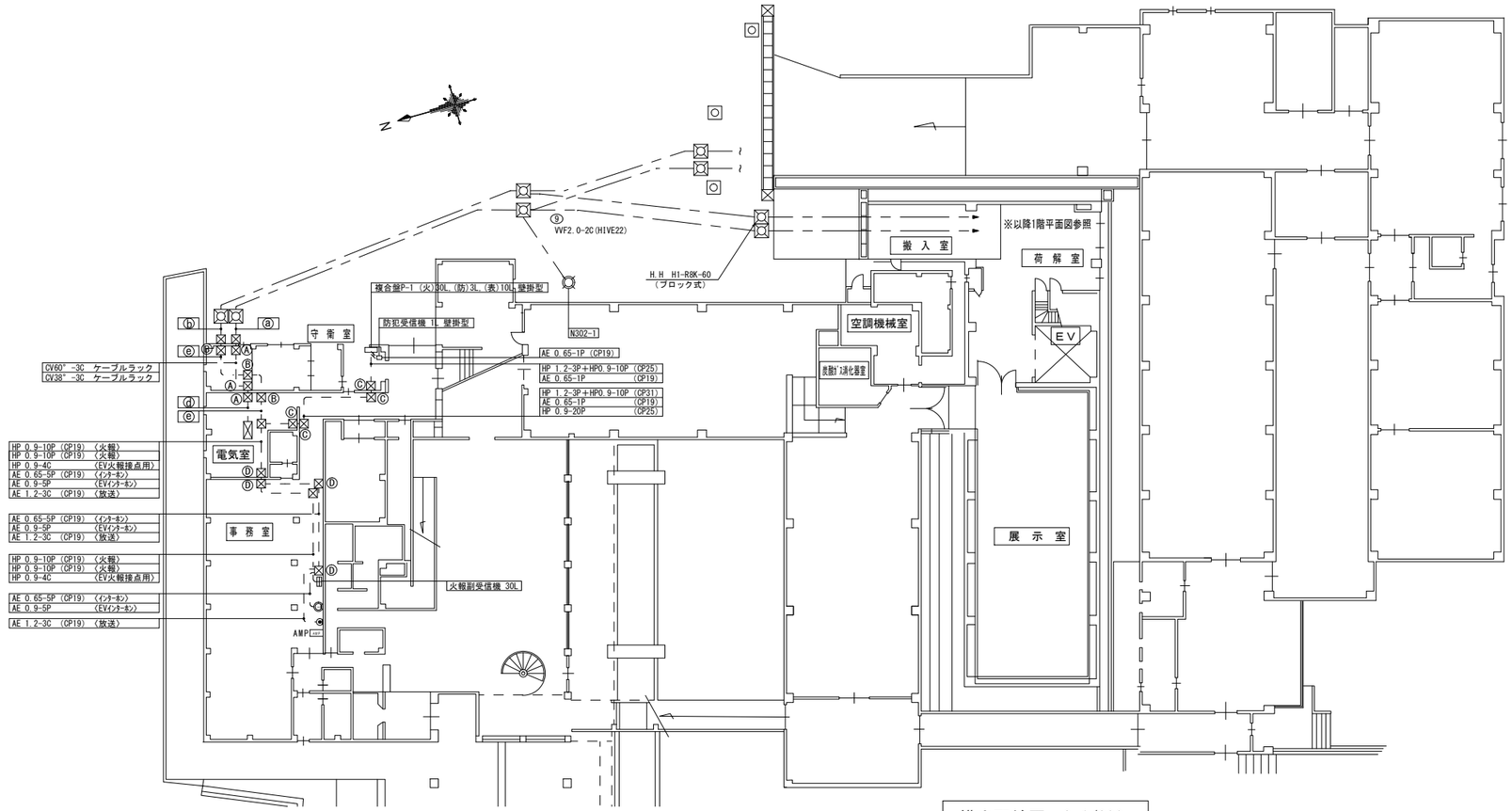


構内配線図　S=1/200

## 特　記　事　項

(1) 指示なき配線は下記による。
　（コンクリート打込み）
　－ － － AE 0.65-5P（VE22）

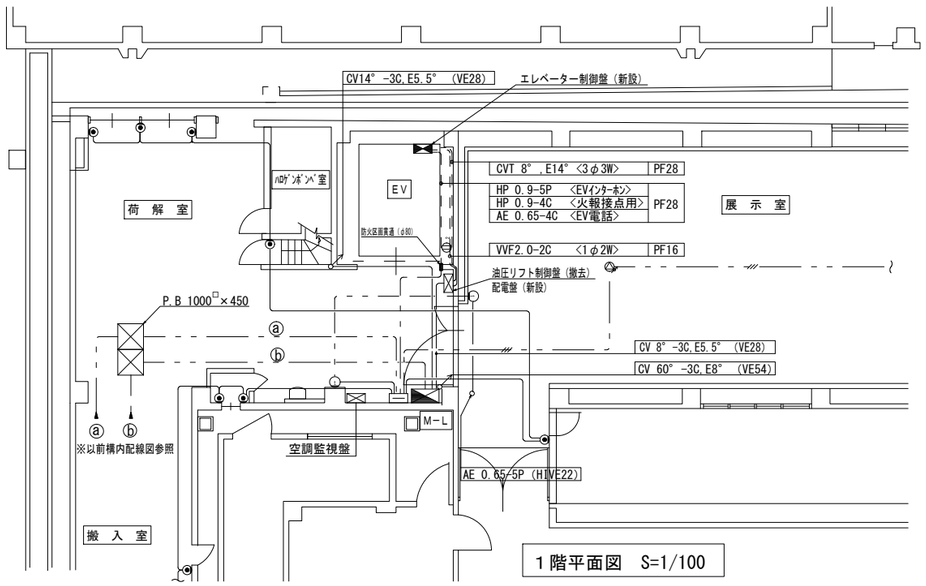


| | | |
|---|---|---|
| ⓐ | AE 1.2-3C（HIVE22） | 〈放　送〉 |
| | AE 0.65-5P（HIVE22） | 〈ｲﾝﾀｰﾎﾝ〉 |
| | AE 0.65-1P（HIVE22） | 〈防　犯〉 |
| | ~~G~~（HIVE22） | ×2 |
| | AE 0.9-5P（上記 ~~G~~ 内） | 〈EVｲﾝﾀｰﾎﾝ〉 |
| | AE 0.9-4C（上記 ~~G~~ 内） | 〈EV火報接点用〉 |

| | | |
|---|---|---|
| ⓑ | CV 60° -3C（HIVE54） | 〈3φ3W〉 |
| | CV 38° -3C（HIVE42） | 〈1φ3W〉 |
| | ~~G~~（HIVE42） | |

１階平面図　S=1/100

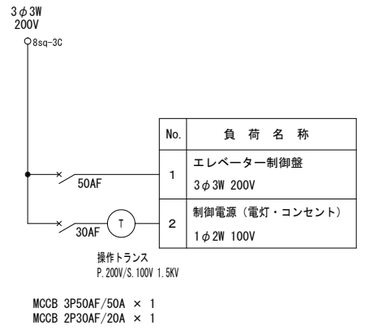


エレベーター配電盤　結線図

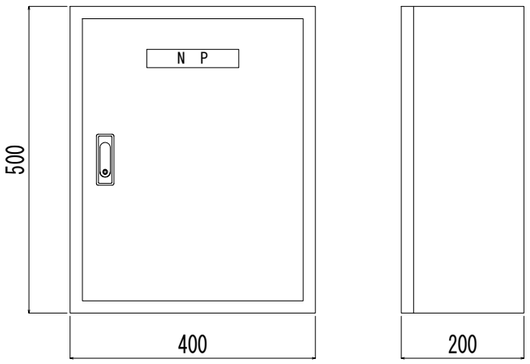


開閉器盤姿図（参考）　S=1/5

鋼板製 屋内壁掛型

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 倉吉市建設部　景観まちづくり課 | 設計担当　主任技師　景山　靖<br>一級建築士　第３２３３９７号 | CHECK | DRAW | DATE | 工事名称 | 倉吉博物館荷物用エレベーター改修工事 | 尺度　A3　－ |
| | | | | | 図　名 | 電気設備図　構内配管配線図 | 図番　09 |